

令和 2 年度 副産物（産業廃棄物・有価発生物）発生状況等調査 調査票記入要領

（製造業用・業界団体経由調査分）

全 般 的 事 項

本調査は、製造業に係る副産物（産業廃棄物・有価発生物）について、業種分類ごとの発生・減量化・再資源化・最終処分状況等を把握し、循環型社会システム動向に資することを目的として実施します。

1. この調査は、事業所（工場）単位で実施しています。
調査票には**貴事業所分のみ**ご記入いただき、**貴社の他の事業所の分を含めない**でください。
2. 調査対象は、**2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の実績**です。但し、決算期等の都合によりこの期間の回答が困難な場合は、この期間に最も近い一年間の実績をご回答願います。
電子調査票を使用して回答いただく場合も、各入力項目の内容や定義は、この記入要領に準拠します。
3. 調査票には（A）、（B）の2種類があります。
調査票（A）には、貴社および貴事業所の概要を記入します。
調査票（B）には、貴事業所で発生した「産業廃棄物・有価発生物」の量を種類ごとに記入します。
4. 数値変動及び副産物発生状況等のコメント欄について
 - ① 調査票Aの裏面に、2019年度実績における特徴、副産物発生量・副産物再資源化量・副産物最終処分量の増減傾向、副産物の発生抑制、再資源化等に向けた取り組みに関して、コメントいただく欄を設けています。
 - ② 記入方法等に関する問合せ等が多かった事項、記入の際に間違い易いと思われる事項を「B票記入に当たってのお願い」として整理しました。
5. 調査対象外業種の場合は回答はご不要です
添付した日本標準産業分類項目表の調査対象業種に、貴事業所の製造品が当てはまらない場合には、調査票への回答は不要です。

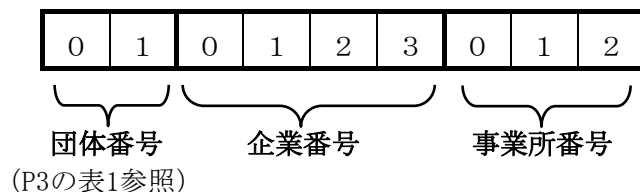
整理番号の決定方法

企業ごと、団体ごとに、産業廃棄物・有価発生物量を集計する際、データの重複を防止する為、各事業所固有の整理番号を付ける必要があります。

整理番号は、以下の要領で企業本社が決定し、各事業所に通知して下さい。事業所は、本社より通知のあった整理番号を間違えないように調査票（A）及び（B）にご記入願います。

（1）整理番号の仕組み

上2桁が団体番号、次の4桁が企業番号、下3桁が事業所番号を示します。



（2）整理番号の決め方

- ・ 企業本社は、業種分類に応じて、各事業所の団体番号を選択してください。（団体番号の決定）
- ・ 次に、企業本社は、当該団体から通知された「企業番号」を確認してください。（企業番号の確認）
- ・ 最後に、各事業所に重複しない3桁の一連番号を割り振ってください。（事業所番号の決定）
- ・ 以上のプロセスを経て決定された「整理番号」を各事業所に通知してください。

所属団体の決め方

貴社が複数の業界団体に所属している場合、業種分類に応じて、各事業所の所属団体を決めて下さい。

一つの事業所で、製造品目が複数の業種分類にわたる場合は、工業統計調査における産業分類決定方法に従い、最も出荷額が大きい製造品の業種分類に属するものとします。

なお、事業所の業種に該当する団体が不明確である場合は、所属団体に相談のうえご記入下さい。

【事業所の業種分類と所属団体の対応例】（△△金属工業㈱の場合）

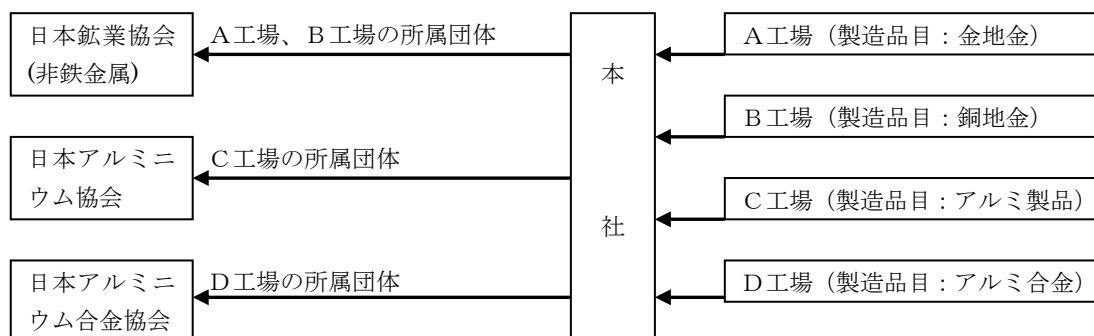


表 1 調査対象団体一覧

	団体名	主な所管業種（例）	
5	日本製紙連合会	パルプ製造業・紙製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業
7	全国段ボール工業組合連合会	紙加工品製造業	
8	(社) 日本印刷産業連合会	印刷業	印刷・同関連業
9	(社) 日本化学工業協会	化学工業	化学工業
13	板硝子協会	板ガラス製造業	窯業・土石製品製造業
14	日本ガラスびん協会	ガラス容器製造業	
16	(社) 日本鉄鋼連盟	高炉・電炉による製鉄業	鉄鋼業
17	日本フェロアロイ協会		
18	日本鉄業協会（鉄鋼）		
19	(社) 日本鑄造協会		
22	(社) 日本鑄鍛鋼会		
23	(社) 日本鍛造協会		
24	日本鉄業協会（非鉄金属）		
25	(社) 日本アルミニウム合金協会	アルミニウム第2次製錬・精製業	
26	(社) 日本伸銅協会	伸銅品製造業	
27	(社) 日本アルミニウム協会	アルミニウム・同合金圧延業	
43	(社) ビジネス機械・情報システム産業協会		電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス製造業
44	(社) 日本電機工業会		
45	(社) 情報通信ネットワーク産業協会		
46	(社) 電子情報技術産業協会		
48	(社) 日本自動車工業会	自動車製造業	輸送用機械器具製造業
56	(社) 日本自動車部品工業会	自動車部品製造業	

調査票（A）の記入要領

1. 調査票（A）記入についての基本的事項

調査票（A）は、資源投入量及び副産物（産業廃棄物・有価発生物）の発生量を拡大推計する際の基礎データになりますので、必ず全項目をご記入下さい。

2. 記入上の注意事項

○記入欄（3）「所在地」について

表2 都道府県番号

番号	都道府県名	番号	都道府県名	番号	都道府県名	番号	都道府県名
01	北海道	13	東京	25	滋賀	37	香川
02	青森	14	神奈川	26	京都	38	愛媛
03	岩手	15	新潟	27	大阪	39	高知
04	宮城	16	富山	28	兵庫	40	福岡
05	秋田	17	石川	29	奈良	41	佐賀
06	山形	18	福井	30	和歌山	42	長崎
07	福島	19	山梨	31	鳥取	43	熊本
08	茨城	20	長野	32	島根	44	大分
09	栃木	21	岐阜	33	岡山	45	宮崎
10	群馬	22	静岡	34	広島	46	鹿児島
11	埼玉	23	愛知	35	山口	47	沖縄
12	千葉	24	三重	36	徳島		

○記入欄（9）「団体ごとの拡大推計に用いる数値（団体オプション）」について

業界団体ごとに、集計結果を拡大推計する際、通常よく用いられる「製造品出荷額」「従業員数」以外のファクターで行う場合に、その根拠となる数値を記入して下さい。

所属団体から指示があった場合のみ、ご記入下さい。

- ・ 上欄には、指示された項目の名称（例：「△△の生産台数」）を記入して下さい。
- ・ 下欄には、数値と単位（例：「台／年」）を記入して下さい。

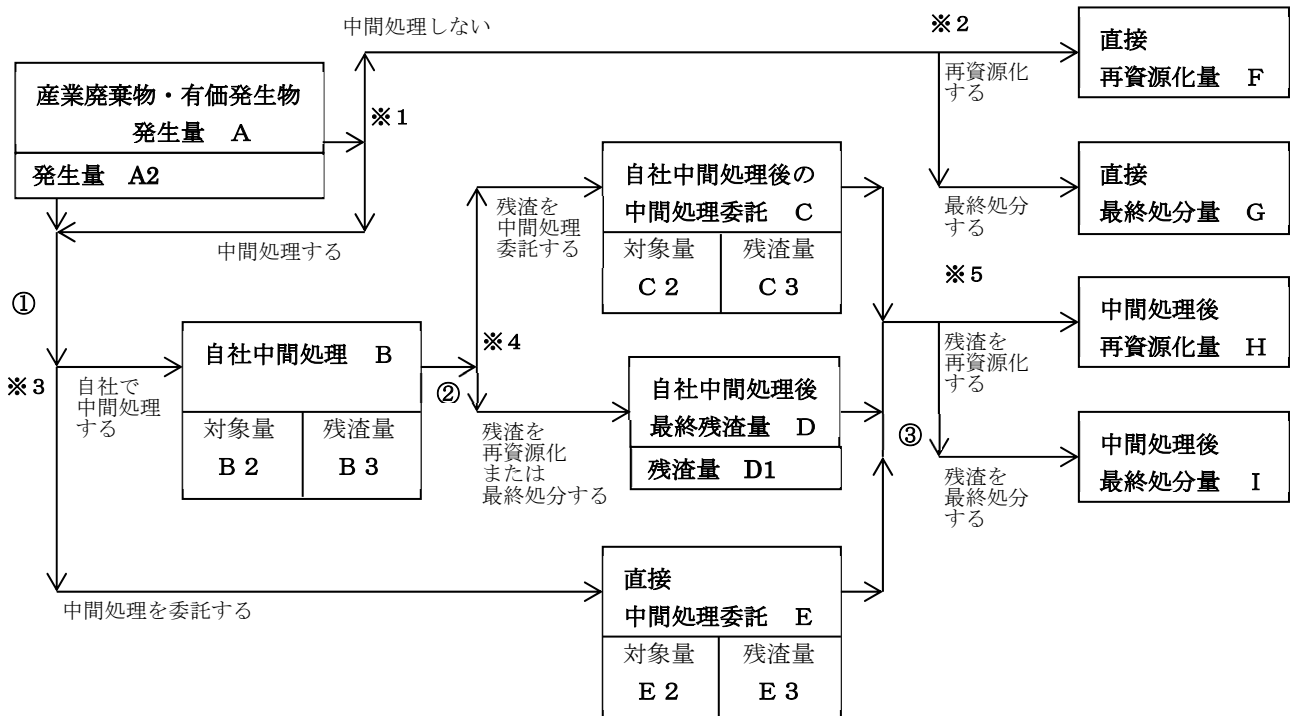
調査票（B）の記入要領

1. 「調査票（B）における産業廃棄物・有価発生物のフローの考え方」について

下図は、本調査における産業廃棄物・有価発生物の処理フローの考え方を示したものです。

図中のA～Iは、調査票（B）中の分類記号とリンクしています。

処理フローでは下記①～③の関係式が成り立ちます、1つでも式を満たしていないとエラーとなり、確認の問い合わせをさせていただきます。



$$\textcircled{1} \text{ 【A2】} = \text{【B2】} + \text{【E2】} + \text{【F】} + \text{【G】}$$

$$\textcircled{2} \text{ 【B3】} = \text{【C2】} + \text{【D1】}$$

$$\textcircled{3} \text{ 【C3】} + \text{【E3】} + \text{【D1】} = \text{【H】} + \text{【I】}$$

(※1) 「産業廃棄物・有価発生物 発生量 A」は、中間処理する量と、しない量に分かれます。

(※2) 中間処理しない量のうち、再資源化された量が「直接再資源化量 F」になり、最終処分された量が「直接最終処分量 G」になります。

(※3) 中間処理する量は、自社で中間処理する量（Bの対象量）と自社で中間処理せずに業者等に処理委託する量（Eの対象量）に分かれます。

(※4) 「自社中間処理 B」の残渣量は、業者等に中間処理委託される量（Cの対象量）と、再資源化または最終処分される量（自社中間処理後最終残渣量 D）に分かれます。

(※5) C, D, Eの残渣量のうち、再資源化された量を合わせたものが「中間処理後再資源化量 H」になり、最終処分された量を合わせたものが「中間処理後最終処分量 I」になります。

2. 調査票（B）記入についての基本的事項

- (1) 調査票（B）は、付表B-1「産業廃棄物・有価発生物の分類表」の「中・小分類」ごとに調査票用紙を分けてご記入願います。ただし、同じ中・小分類の廃棄物等であっても、中間処理・再資源化・最終処分の流れが異なるため、1枚の調査票用紙に収めるのが難しい場合は、用紙を分けてご記入下さい。

【 例 】

2種類の有機性汚泥が発生する事業所で、一方は自社内で脱水した後、リサイクル業者に売却。もう一方は自社内で脱水・焼却後に、後処理を委託しているケース。

- (2) 製造品目が複数の業種にわたる場合、最も出荷額の多い製造品に係る廃棄物・有価発生物だけに特化せず、事業所全体の量を集計してご記入願います。

3. 「産業廃棄物・有価発生物」の定義

- (1) 本調査では、貴事業所内における通常の事業活動に伴って発生した副産物、その他の発生物のうち、下記の物を調査対象としています。

- ・ 廃棄物として処理した物。
- ・ 有価物として売却した物。無償・逆有償で譲渡した物。
- ・ 自社内で有効活用した物。

- (2) 下記の物は除外して下さい。

ただし、「定常的に発生する」とは、例えば保全部署による機器の点検・清掃・部品交換、構内清掃、塔槽・配管の検査など、不定期に行われる作業に伴い発生する場合でも、1年を通して見れば必ず発生するものは「通常の事業活動に伴って発生した」ものに該当します。

- ・ 工場等の取り壊し・改築に伴って発生するがれき類等（非定常発生物）。
- ・ ガス業における導管工事から発生する道路掘削廃材等（非定常発生物）。
- ・ 機械設備の廃棄などに伴い発生する金属くず等（非定常発生物）。
- ・ 従業員の事務所より発生する、生ごみ・紙くず等（事業系一般廃棄物）。

- (3) 産業廃棄物・有価発生物の「名称」(A1)は、中間処理する前の段階における「中・小分類」で願います。

【 例 】

「木くず」を貴社で焼却し、その「燃えがら」を所外に排出する場合の記入名称は「木くず」です。

- (4) 廃棄物処理法では「紙くず」「木くず」「繊維くず」は、政令で定める業種から排出する物のみ、産業廃棄物に指定していますが、本調査では、それ以外の業種から発生する物も調査対象に含めます。

- (5) 貴事業所で、商品と見なしている副産物（例：鉄スクラップ等）であっても、製造品出荷額に計上していない場合は「有価発生物」として取り扱って下さい。

4. 「発生量」の定義

「発生量」(A2)とは、製造工程で、産業廃棄物・有価発生物が生じた時点（中間処理を行う前）の量をいいます。事業所外に排出・出荷する時点の量ではありません。

5. 「中間処理」の定義

- (1) 本調査の「中間処理」とは、産業廃棄物・有価発生物を「脱水」「焼却」「破碎」「圧縮」「分離」「分別」「中和」「生物化学処理」等を行うことと定義します。
- (2) ただし「廃酸」「廃アルカリ」の中間処理は、都道府県の実態調査データと整合性をとる為、『廃棄物処理法に基づく設置許可を要する産廃処理施設』で処理するケースと定義します。
- (3) 中間処理工程が、複数のプロセスで成り立っている場合は、一番先頭のプロセスへのフィード量を「中間処理対象量」とし、末端のプロセスから出てくる量を「中間処理残渣量」としてご記入下さい。ガス回収では、回収ガス量（重量）と回収後の残渣量（固形物の重量）の合計が「中間処理残渣量」となります。

6. 「再資源化」の定義

- (1) 本調査の「再資源化量」(F1, H1)とは、副産物のうち有用なものの全部又は一部を再生資源として利用できる状態にした量のことを言います。具体的には表3「再資源化区分」の定義のいずれかに合致するものです。
- (2) 再資源化量には、「再生資源として利用できる状態にした上での自社保管」を含み、その時点で再資源化が完了しているものと見なします。従って前年度に自社内保管したものを、本年度分に計上することは避けて下さい。（ただし、過去の自社内保管分からの最終処分量が極端に多い場合は、別途相談願います）
- (3) 「再資源化区分」(F2, H2)は表3より、「譲渡先業種」(F3, H3)は付表B-2「譲渡先の業種分類」より、「利用方法」(F4, H4)を表4より、該当する番号を選択し、記入願います。
「譲渡先の業種分類」については、次のいずれかに該当する業種を選んで下さい。
- 1) 発生事業所内で再資源化処理したものを原材料として使用する企業の属する業種
 - 2) 発生事業所から譲渡されたものを、原材料化するための処理・加工を行い、利用できる状態にする企業の属する業種
- なお、「公務」とは専ら行政事務等を行う官公署を言い、それ以外の業務は、一般の産業と同様に行う業務によってそれぞれの産業に分類されます。例えば、〇〇市の宅地造成担当部門に地盤改良材として譲渡する場合は、建設業を選択して下さい。

表3 再資源化区分の定義

番号	再資源化区分	備 考
1	自社内で再資源化	
2	有償譲渡して再資源化	・譲渡先への運送費等を貴事業所が負担せず、売却した場合。 ・売却代金と運送費等の収支が、プラスになった場合。
3	無償譲渡して再資源化	・譲渡先への運送費等を貴事業所が負担せず、無償譲渡した場合。 ・売却代金と運送費等の収支が0になった場合。
4	処理費を支払い再資源化	・譲渡先への運送費等を貴事業所が負担し、再資源化された場合。 ・売却代金と運送費等の収支が、マイナスになった場合。
5	自社内保管	・調査対象年度の事業活動で生じた物で、再資源化を前提に保管した場合。

表4 利用方法の定義

番号	利用方法	具 体 例
1	再使用： 使用済み製品やその部品、容器等をそのまま再使用する。	○ドラム缶を洗浄・再使用する。 ○電線ドラムを再使用する、等。
2	原材料化： 産業廃棄物・有価発生物を元の製品の原材料として有効利用する。	○鉄スクラップを、製鋼原料として利用する。 ○紙くずを、製紙原料として利用する。 ○廃プラを、再生プラスチック製品の材料として利用する。 ○カレットを、製びん材料として利用する。 ○廃溶剤を、蒸留して再生溶剤を製造する、等。
3	他用途原材料化： 産業廃棄物・有価発生物を別の製品、あるいは別の用途の原材料として有効利用する。	○高炉スラグ、焼却灰を、セメント原料として利用する。 ○紙くずを、パルプモールドの原料として利用する。 ○木箱を粉砕・チップ化し、製紙原料として利用する。 ○カレットを、道路骨材として利用する。 ○廃プラを、コークス炉化学原料として利用する。 ○廃プラを、高炉還元剤として利用する、等。
4	有用物の回収： 産業廃棄物・有価発生物に含まれる有用な物質を抽出・回収する。	○廃電子機器から金を回収する。 ○廃写真フィルムから銀を回収する。 ○廃白土から油を抽出・回収する。 ○製鉄所のダストから黒鉛を回収する、等。
5	燃料化： 産業廃棄物・有価発生物を原材料にして燃料を製造する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">注) 中間処理時の焼却で、熱回収を伴っても「再資源化」になりませんのでご注意ください。</div>	○廃油を精製して、燃料油を製造する。 ○廃プラスチックを熱分解して、燃料油を製造する。 ○紙くず・木くずを原材料にしてRDFを製造する、等。 < 廃プラ燃料化に関する注意 > ①本調査では、廃プラの燃料化は油化・ガス化に限定します。 ② 廃プラRDFを、無償または逆有償で譲渡した場合は、再資源化でなく、中間処理委託（焼却処理）とします。 ③ ただし、RDFを有償売却した場合、又は有償売却できる物を自社内で使用した場合のみ再資源化（燃料化）とします。
6	コンポスト化： 産業廃棄物・有価発生物を原材料にしてコンポストを製造する。	○動植物性残渣のコンポスト化。 ○有機汚泥のコンポスト化、等。
7	副原料化： 産業廃棄物・有価発生物を自社製品の副原料として有効利用する。	○中和泥を銅製錬の造鍍材に利用。（CaOをスラグ成分に利用） ○陶磁器屑を銅製錬の造鍍材に利用。（SiO ₂ をスラグ成分に利用）

7. 「最終処分」の定義

本調査の「最終処分」とは、埋め立て、又は海洋投棄する事とします。

本調査の最終処分量(G, I)は、業者に最終処分委託した量でなく、実際に処分場に投入される量を調査対象としています。廃油、汚泥（スラッジ）、廃酸・廃アルカリ等は最終処分前の中間処理が法令により義務づけられています。又、可燃物は焼却されて減量してから処分されるのが通常です。「委託した量」のままでは、実態と大きくかけ離れた数値になります。処理業者（処分業者）からの manifests、報告、聞き取り等による確認が必要になりますが、ご面倒でもお願いいたします。可能な限り、中間処理による減量を織り込んで記入下さい。他の排出者の廃棄物と一括処理されている場合は、例えば、処理業者が採用している処理方法（例えば「焼却」）で発生した残渣量（率）からの推計で結構です。

* 処理業者の焼却残渣発生率 × 貴事業所が委託した量

8. 「スラッジ」について

- (1) 脱水前の「汚泥」ではなく、「スラッジ」（脱水後の汚泥）での記入をお願い致します。
- (2) 脱水前の汚泥の発生量は、大半が計算値でしか把握出来ないため、データの信頼性が低くなりがちであり、実測値を直接利用出来る脱水後の数値の方が望ましいこと、また、脱水前の汚泥は大半が水であり、再資源化対象でない水により発生量がいたずらに増えるのは望ましくないことから、それらを踏まえ、「スラッジ」（脱水後の汚泥）を調査対象としています。
- (3) なお、本調査におけるスラッジの定義は、「副産物の発生抑制等に関する計画書策定の手引き」（経済産業省作成）に則りました。
 - ① 製造過程で生じた汚泥の脱水後の量を、発生量とする。
 - ② ただし、ローリー車で事業所外の処理施設へ搬入する場合は、脱水前の量を発生量とする。